<table>
<tr><td colspan="4">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">司令部連絡系ＩＰ交換装置端末
移設役務</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>防衛大臣承認</td><td></td></tr>
<tr><td>作　　成</td><td>令和３年８月２４日</td></tr>
<tr><td>変　　更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>西部方面総監部防衛部システム通信課</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，司令部連絡系ＩＰ支援装置端末移設の役務について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９による。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する文書は，その仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ａ）　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は，既設の秘匿電話機を別の既存の建物に移設するものとする。

なお，移設後，秘匿電話機の機能が十分に発揮できるものでなければならない。

2.2　役務内容

2.2.1　移設機器

移設機器は表１によるものとする。

表１－移設機器

機器名	規格	単位	数量
秘匿電話機	ＧＴＰ－２０１	台	1

2.2.2　移設場所

移設場所は表２によるものとする。

表２－移設場所

移設元	移設先
（所在地） 熊本県熊本市東区東町１－１－１ 陸上自衛隊健軍駐屯地 （細部場所） 西部方面総監部防衛部システム通信課	（所在地） 沖縄県宮古島市上野字野原８３－５ 陸上自衛隊宮古島駐屯地 （細部場所） 第３２２基地通信中隊宮古島派遣隊，機械室

2.2.3　**移設に付随する作業**

移設に付随する作業は表３によるものとする。

表３－移設に付随する作業

作業内容	備考
司令部連絡系ＩＰ交換装置の設定変更	（設定場所） 健軍駐屯地（第３０２基地システム通信中隊） 北熊本駐屯地（第３１９基地通信中隊） 那覇駐屯地（第３２２基地通信中隊）
移設する秘匿電話機の設定変更	移設後の電話番号については別示

2.4　**材料**

2.4.1　本役務に使用する材料については次の各項目に示す。

a)　材料置き場は，監督官の指示した場所とする。

b)　本仕様書で規定する役務に使用する材料及び部材は原則として契約相手方で用意する。

3　品質保証

3.1　試験

契約の相手方は，移設後，官側立会において，機能試験を実施するものとし，正常な作動状況であることを確認の上，引渡しを行うものとする。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　納入書類

a)　作業計画書[a)]　契約相手側は，官側（要求元及び現地部隊）に作業計画書を提出するものとする。

b)　作業報告書[a)]　契約相手側は，作業完了後速やかに，官側（要求元）に作業報告書を提出するものとする。

注[a)] 様式については随意

4.2　秘密保全

a)　駐屯地への立入りに際しては，当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。

b)　駐屯地の中で作業を行う場合，駐屯地内での行動（入門手続，通信所立入申請，火器取扱い，作業用交通路など）は，当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし，作業地域以外への立入を禁止する。

なお，やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には，所定の手続きを行うものとする。

c)　契約の相手方は，本契約の履行に当たり，直接又は間接に関わらず知りえた事項の管理に万全を期すとともに，別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また，本契約終了後も同様とする。

d)　契約の相手方が第三者を従事させる場合は,契約相手方が第三者を従事させる場合の届出等について（通達）（防装官第５５８８号１２．９．１３）に基づき，所要の届出を実施するものとする。

4.3　サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求

本役務の実施にあた，契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は，本役務契約に関する物品等について，情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず，かつ，そのために必要な相応の管理を行うものとする。

4.4　官側の支援

a)　駐屯地施設の利用

b)　作業に必要な電力，用水などの無償提供

c)　その他，契約履行に必要な事項

4.5　安全管理

　契約の相手方は，必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに，機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また，作業の各工程に対する検討を行い，必要な措置を講ずるなど，安全管理を徹底するものとする。

4.6　その他

その他は，次による。

a)　役務履行で発生した梱包材，産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。

b)　本移設に際し，駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし，万一損傷を与えた場合は，速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに，契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

c)　本施設完了時には，整理・清掃を確実に行うとともに，仮設物等の撤去を役務期間内に完了しなければならない。

d)　作業の実施に当たっては，午前８時３０分から午後５時００分までの平日を基準とし，その時間を超える場合は，駐屯地管理者との調整によって所要の手続きをとるものとする。

e)　工事に使用する電気等を部隊内において使用する場合は，あらかじめ監督官と調整し支持を受ける。

4.7　仕様書に関する疑義

　この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。